

(様式第1号)

平成24年度 第4回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 平成24年11月9日(金) 13:30~15:40 |
| 場 所 | 芦屋市男女共同参画センター 会議室 |
| 出席者 | 出席 会長 柳屋孝安 委員 高田昌代, 宮地光子, 村上由起, 中山克彦, 山川尚佳, 吉川博美 欠席 副会長 中里英樹 委員 宮本由紀子, 岩尾實 (敬称略) |
| 事務局 | 市民生活部 北川部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 松原, 松本 |
| 会議の公開 | 公開 |
| 傍聴者数 | 0人 |

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

第3次芦屋市男女共同参画行動計画(素案)について

(3) その他

2 提出資料

(1) 第3次芦屋市男女共同参画行動計画(素案)

3 審議経過

= 開会 =

事務局/岡田: みなさん, こんにちは。本日は, お忙しい中, お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので, ただ今から平成24年度第4回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに, この会議ですが, 芦屋市情報公開条例第19条に基づき, 原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は, 非公開についてお諮りさせていただきます。現在のところ, 傍聴のご希望はございません。

会議録の公表につきましては, 発言者のお名前も公表いたしますのでよろしく願いいたします。

また, この審議会のほかに, 市組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし, 施策の推進を図っていくものです。

なお, 中里副会長と宮本委員, 岩尾委員は本日欠席でございます。

それでは, 会議開催にあたりまして柳屋会長ご挨拶をお願いします。

柳屋会長：皆さんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題の主なものは、行動計画の素案を振り返っていくということになっています。前回ご意見いただいたものをこの中に反映したということですので、一度目を通していただいているかと思いますが、何かご意見ございましたらいただきたいと思います。今回の行動計画につきましては、もしかしたら第2次の計画と比較してさほど大きな前進はないという印象をもっておられる委員もいらっしゃるかもしれませんが、この男女共同参画の問題というのは社会に根ざした様々な意識や認識を地道に変えていこうという、そういう必要性のある領域だと思っておりますので、これまでの行動計画での定められたものについてあらためて繰り返し地道に目標として目指していこう、ということが必要だと思っております。

事務局/岡田：ありがとうございました。では、柳屋会長、議事進行をよろしく願います。

柳屋会長：それでは第3次行動計画の素案に関しまして、前回の審議会で委員の皆様方のご意見をいただいて、素案の修正をしていただきましたので、その修正部分を中心にもう1度説明をいただくというのと、あわせて次期計画の数値目標について案ができているようなので、それについても説明をよろしく願います。

事務局/岡田：素案を事前配布資料として、ご送付させていただいております。7月の第2回の審議会以降、8月に第2次計画に挙がっている142事業について所管の各課とヒアリングを行い、今回の素案に落とし込みをしています。

32ページ以降になるのですが、具体的にこういった事業を取り組んでいきたいということで、下の方に書いてあります「実施」となっていますのは、現在実施をしている施策であるということ、それを引き続いて実施していく場合に「継続」という書き方、それから実施している施策内容を充実、あるいは少し拡充していくような施策と位置づけておりますのは、「充実」となっております。それから次期の5年計画中に新たに実施をしようとしている施策というもののところには「新規」と入れております。

前回審議会の中でご意見をいただきまして、少し修正をかけているところがございますので、そこをまずご説明させていただきたいと思っております。33ページの7、「子どもの自己形成促進のための両親への啓発の実施」ということで、リーフレットの作成・配布ということで、新規事業で挙げております。例えば母子手帳発行のときに男女共同参画の視点で子育てについての啓発リーフレットであったり、そういったものを挟み込んでお渡しするような、そういう取組ができないかというご意見をいただきましたので、そういったことを意識して挙げました。ただ、これは母子手帳の配布ですので、いわゆるそれを所管している保健センターと調整をかけながら、母子手帳に挟めるようなものなのかなど、調整かける部分はまだまだあるのかと思うのですが、いただいたご意見の中でそういう取組を1行いれております。

それと修正の箇所がございます。本日1枚ものでお渡ししていただいております35、36ページのところ、数値を精査しましたところ、若干数値が違うところがありました。35ページの地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関

する施策の推進状況（内閣府）の調査からの数字が、0.1ずつずれている箇所が3箇所ほどありまして、差替をいれております。それから、36ページの上の表ですが、平成19年度の1番下の8.1%というのが兵庫県の数字ですが、8.1%ではなく9.7%でしたので、そこも修正お願いします。そのため、ここは表の形が若干変わります。他の数値に関しましても、大差の影響はないと思いますが、もう1度精査をかけています。

39ページの注釈のところですが、男女雇用機会均等法の「正式には…」というところです。「雇用の分野における男女の均等な機会及び」の後の「,」を取るなどの修正が入ります。

41ページの28、「地域包括ケアの推進」のところですが、各課と事業ヒアリングを行いながら積み上げて調整をしてきたところですが、この資料をお配りした後で高年福祉課から修正が入り、国が介護保険の制度として、地域包括ケアの推進について出しているものがあります。今回それと整合性を図るということで、高年福祉課から意見をもらっているのです、内容が「介護予防の推進」と「健康づくりの推進」となっていますのを、修正させていただきました。元々芦屋市は国の取組よりも進んだ形で地域包括ケアというのを独自に進めていた経過がございますので、市の取組の中での地域包括ケアの推進という言葉を使っていたのですが、今回国も明確に打ち出してきたようなので、それに整合させることをしました。

今回の修正でもう1つ挙がっているのが、33の「人権擁護委員法」に基づく取組、これは「充実」としていたのを「継続」と修正させていただきます。

44ページの35の「女性に対する暴力をなくす運動」と「児童虐待の防止」と推進の運動を平成23年度から同時に取組をしているということで、児童虐待防止の部分を入れさせていただいております。

46ページの51「病児・病後児保育の実施」のところですが、前回、前々回のご意見いただいていたところですが、今の段階で実施しますということまではいかないのですが、かなりそれに近い形で話し合いが進んでいる状況がありますので、今はまだ「病児保育検討」となっていますが、もう少ししたらこれも検討を外して、「病児保育の実施」ということで「充実」とする取組で挙げるができるかなということまで話し合いが進んできています。

47ページの59の「防災分野における男女共同参画の推進」としての取組が必要なのではないか、ということを入れていますが、「兵庫県母と子の防災・減災ハンドブックの活用」ということで、これは避難所の中ですが、例えばこういった配慮が必要であったりとか、そういったことをハンドブックという形で県が作っていますので、そういった形で啓発していくという取組なら、男女共同参画と防災安全課が一緒に取り組んでいけるような内容なのかなということで、今回挙げております。

また、本日数値目標の案ということで、第3次計画の数値目標の案をお配りしています。前回、現行第2次計画で数値目標を設定したものの現状を説明させていただきました。

基本目標の横に書いております「」は「施策」という意味です。素案の「」

と連動させております。 1のところですが、「市広報紙への啓発記事の掲載」そして「芦屋市男女共同参画推進条例の認知度」、「センター通信ウィザスの認知度」、このようなものを数値目標として挙げて取り組むべきとしています。市民意識調査36.1%、21.6%というのは昨年行なった市民意識調査でこの位の数字があがってきているということです。これを目標としてはそれぞれ50%以上、30%以上にもっていきたいということです。

そして 2の「男女共同参画に関する職員研修の実施」ということで、これまでも数値目標に挙げて取り組んではいたのですが、その取組の中でどうしても男女共同参画の研修は市で別個企画して、市の中で実施するというのはなかなか難しいところがあって、他所でやっている研修に派遣したりしていたものを、今年度から試行的に新任職員に対する研修を定例的に取り組んでいくことです。そして、新任職員だけではなく、全職員対象の職員研修をしていくということも挙げております。

3「男女共同参画に関する教職員研修の実施」は、引き続きやっていくということです。

そして 7の「啓発リーフレットの作成・配布」というのが、先ほど申し上げた事業のところ、啓発リーフレットの作成をしていきたいと考えています。今の数値目標でも同じように啓発リーフレットの作成・配布というのは挙がっているのですが、これは例えばDVの防止啓発のリーフレットを記念事業のときに配布したり、中学校の生徒への条例の概要版を配布したり、成人式でデートDVの防止啓発パンフレットを配布したり、そういった取組は今もやっていることなので、これはこのまま引き続きやっていくこととなります。 7は別のリーフレットということになります。

8「市附属機関等における女性委員の割合」は、平成24年4月1日現在の割合で33.8%になっています。現行計画でも40%という数値目標を挙げていたのですが、結果的にこれは達成されなかったものですので、次期の計画でも引き続き40%を目標にしたいということで挙げています。

10「市の主査級以上に占める女性の割合」で、下に注釈で書いております。「本市の一般事務職・一般技術職の職員総数は371人(うち女性113人)、そのうち主査級以上は207人で、うち女性が51人、この割合が24.6%です。」これは増加としています。具体的な数字で挙げておりませんが、なかなか具体的な数字というにはなっていないということです。これについては、審議会でもご報告してきていますので、着実に増えてきているのかなと思います。着実に増えていく中で課長職も同じように増えてきておりますので、調整をかけないといけないところですが、増加するという方向で調整しております。

12「チャレンジ相談の実施」で、現行計画では挙がっていなかった事業ですが、平成23年から試行的にやっております。これは定例的に年1回以上やっていきたいと考えています。

14の「就労相談の実施」というのは、施策課題の中でも重点課題の中に位置づけられるもので、就労相談を就労を所管します経済課や、それから男女共同参画推進担当と一緒に取り組んでいきたいというものですので、今後の新規事業ということで

す。

15「男性向けの地域活動に関する講座等の開催」は市民参画課でやっているものですが、年1回以上の目標でやっていきたいと考えています。

裏のページをご覧ください。22「保育所入所定員」ということで、市全体で取り組んでいるものです。平成24年5月1日現在は846人の定員ですが、目標の936人というのは現在市がもっております次世代の行動計画に挙がっている数字です。実はもう少し上の目標をもって、こども課の保育所担当で定員を増やそうとしているところですが、次世代の行動計画で出ている数字が936人というものなので、ここでは整合性を図るという意味でこの数字を挙げております。市としてはもう少し上の目標で進んでいきたいということは思っています。これは年度末までにもう少し調整をかけていきたいと考えております。

23「土日開催事業の実施」ということで、この土日開催事業というのは特に子育て支援の事業ですが、子育てを父親だけ、母親だけというのではなく、家族で子育てをしていくということで、家族で事業などに参加するにはなかなか平日というのは家族みんなが揃うというのが難しい面があります。そこで、土日開催事業というのを増やせるようにやっていきたいと考えています。

51は先ほど申しあげました病児・病後児保育の実施というところで、病児保育についても実現が可能なのかなというところまでできています。

その下の63～66ですが、ワーク・ライフ・バランスの認知度、男女共同参画センターの認知度、そういうものを意識調査の中から出ているものを基にして、これから上げていきたいところです。それからセンターの年間利用人数で、これは昨年度の利用人数が4,172人ですが、毎年若干の上下はしますが、大体毎年4,000人前後で推移しています。来年度以降センターも移転しますので、いろんな工夫をしながら5,000人くらいまで利用人数が増えたらと考えています。それからセンター講座の開催、これは現行計画でも数値目標が挙がっていたのですが、年間12講座と設定していますが、なかなか現状では12講座までいかないということなので、引き続き年間12講座を目標に挙げていくということです。そして芦屋市男女共同参画センターの図書の貸出冊数ということで、貸出冊数が現状このくらいなのですが、せっかく持っている図書なので整理をして見やすくするなど借りていただきやすい工夫も必要になってきますが、そのようなこともしながら100冊まで目標に借りていただきたいです。

これらが数値目標で現在挙げているものです。

柳屋会長：ありがとうございます。それではまず、素案についてご意見を聞かせていただき、その後数値目標についてお聞かせいただきたいと思います。素案でお気づきになられた点など、前回はふまえながらありましたらお願いします。

村上委員：先ほどプラスされていた33ページの7「子どもの自己形成促進のための両親への啓発の実施」の文言のことで、「両親」という言葉が気になります。ひとり親の家庭もありますし、保護者など何か別の言い方があればいいと思います。

事務局/岡田：そうですね。親という言葉だけにするなどですね。

村上委員：そのほうがいいと思います。

柳屋会長：その他はありますか。

高田委員：29年度目標が前回「継続」と「実施」などという意見がありましたが、32ページにそのことの説明が書いてありますが、確認させていただきたいのは、「継続」「充実」という定義がわからないというのではないのですが、何をもって「充実」というのか、何をもって「継続」というのか、要は回数を増やすとか、または質をあげるのか、わからないのでご説明いただきたいです。

事務局/岡田：他の事業にも言えることですが、例えば、この事業だったらこうなったら充実というのが全部の事業に当てはまらないので、定義するのが難しいです。ある事業については回数が増えることが「充実」であったりしますが、回数が増えるだけでは充実と違うのではないかと、というご意見もあるかもしれません。回数が増えることであったり、範囲が広がることであったり、内容が活発になるとかそういうことも全部含めて「充実」しかないのかなと思います。でないと、個々にこれはこういう風になったときに充実なんですと全部注釈を入れていくことができるのか、という問題もあります。大きい意味で捉えてもらうしかないのかなと思います。

高田委員：そうすると、「充実」というところが回数や質を、などそういった言葉を入れた方がわかりやすいですか。「充実」というのは何をもって「充実」というのか、最後29年度目標を見たときに、最初に目標を設定したときの「充実」が何を目標に充実としたのかわからないと、PDCAサイクルには入らないと思います。変な言い方をすると、勝手に充実と言ってしまえば、1件でも増えたら充実としましよとなり、市民がそれでそうなんだと理解できるかどうかというところです。もし「充実」が「質」というところはなかなか計れないですけども、「量」があるとすれば今回の数値目標の「量」のところにはきちんと量と書いておく、という方向性が必要なのではないかと思えます。でないと、私たちも4年後、5年後にこれを評価できないと思えます。

柳屋会長：今後制度を評価していく上で、どういう指標で評価していくのが示されているとわかりやすいですしね。では検討していただきましょうか。その他にはご意見ございますか。

中山委員：先ほどのお話ですが、高田委員のおっしゃることはそのとおりだと思います。一部は目標数字として挙げているところもありますから、そのあたりを意識的に行なうて、もう1つは市の問題、例えばDVならDVの相談員の育成を目標にします、などの文言が必要だと思います。そういったことも質は表しにくいけれども、1つの目標にしましよというのもあっていいのではないのでしょうか。ただ、数値目標は数値目標でコメントできるのであれば入れていただけたらいいと思います。

それともう1つは47ページの59、ここに「災害時の要援護者支援の取組」とあり、ここの所管の部署ですが消防本部は入らないのですか。

事務局/岡田：ここでいう要援護者の取組というのは、具体的には避難をするときに、市全体の救助活動は消防本部も市職員も手分けをして向うのですが、そういったことを指しているのではなくて、災害時に逃げ遅れる可能性が高い方たちに対する救援取組の部分に関することを指しています。消防本部が災害時で救援に行ったり、市職員が救

援に行ったりするのは当然の基本のところなので、高齢で体が動きにくかったり、障がいにより逃げ遅れやすい方たちに対して、名簿を作ることによってその方たちが逃げることの手助けになるような取組をしましょうというのをここに挙げています。

中山委員：市全体の具体的な計画を作ったりということではないのですか。

事務局/岡田：防災計画はすでにありますので、そういうことではないです。

高田委員：このところで思うことですが、消防本部が入るかは内容によると思うのですが、この「充実」が何をもち「充実」かがわからないので、消防本部が入った方がいいのか、健康課についても障害福祉課や高年福祉課と一緒にやりながらやっていると思うので、健康課が入った方がいいのかなどがわからないのは、所管がわからないからです。神戸空港と同時に神戸市で大々的に行なった訓練では消防車も出てきて市民の方も出てきて、避難をする人たちが避難場所までどのくらい時間がかかるのか、車椅子の方や寝たきりの方が実際に避難場所に行くのにどのくらい時間がかかるのか、地域の人がどのように運べるのかというのを実際にシミュレーションしています。こういったことというのは、特に津波が発生したときの訓練にもなりますから、これを取組と考えるなら、今中山委員がおっしゃった消防本部も入ってくると思います。だからこそ、この「充実」が何かわからないと、わからないと思います。

事務局/北川：私はこれに関わってまして、例えば障害のある方、高齢で例えば要介護状態の方はその時点で自力で避難することが難しい。ではそれをどういった形でサポートしていくのか、例えば自治会などいろいろな地域の支援組織があります。それがあっても、具体的にネットワーク化されていないし、方向性・指針が現在やっと今形になってきたというのがあります。協議会を立ち上げようというのを平成24年度防災安全課が主体的に動いているわけです。そこに、ではどういった人を対象にするのか、障がい者と高齢者とするのか、まず限定をしまして、その中で取り組んでいこうというのが具体的取組で、その内容でこの実施内容に書いておりますので、そこで関係する部署が4つ挙がっているということです。

高田委員：それは平成29年までかかるのですか。

事務局/北川：いえ、24年度、25年度には組織化します。ただ、組織化した後に具体的にどういったシミュレーションを抱いていくのかということ、もう少し年度がかかるということです。29年度までとは言わずもう少し前倒しかもしれませんが、結局は地域の方がどこまで参加していただいて、市がどこまでそれを具体的にシミュレーションしていくかというのを、数年前から課題になっていて、今現在立ち上げようとしている最中で、そこから出てきたのがこの取組の内容です。

中山委員：お話を聞いておりましたら、ここに消防本部が入っていないというのはなぜなのでしょう。

事務局/北川：ですから、消防本部がその方を救助するという考え方よりも、地域なりがどういった形で支援していくかという取組になっているのです。

中山委員：私がなぜこういうことを聞いているのかということ、防火安全協会の役員をやらせてもらってまして、火災だけではなく、津波や水害などの災害時に活動していこうという形ですめています。そうなったときに、やはり今おっしゃったように現在は

これで29年度までに変わるかもしれないですが、最初からそういうことも含めて時系列的に目標を見ながら、3年4年と具体的にやっていってはどうかなと思うので、質問させていただいております。

事務局/岡田：消防本部が入っていないというのは、消防本部というのは要援護者を支援しないから入っていないということではなくて、消防本部というのは市全体が災害時の救援活動の核になるものです。

中山委員：出動部隊ということですね。

事務局/岡田：そうです。ここは避難することにおいて、より支援が必要な高齢者や障がいのある方などのことで、その部分の仕組みを作るという意味での「充実」です。元々地域福祉計画の中で、高齢や障がいにより体が動きにくかったりする方が、実際に災害が起きたときにどうやって逃げたらいいのだろうかということで、行政がみんな1人1人を助けに行くというのは物理的に不可能です。では、地域の中でどうやって支えていくのかという話の中で出てきている取組ということですよ。

高田委員：おっしゃっていることはよくわかるのですが、今の話だと消防署の職員の方の問題であって、そうではなくて私はこの消防団の話でしています。消防団の所轄は消防署本部ですよ。そうなってくると、地域に根ざした今の話になって、29年度までの実施目標を考えれば、消防団のことも消防署のことも入れた話だと事務局の説明で思いました。

事務局/北川：消防団や消防署、自衛隊というのは避難者全員網羅するものです。その中で、特に個別の対応が必要な方というのは消防団や自衛隊などではなくて、地域の中で一番身近な人が日頃からその方をご存知だと、逃げ方1つ、障がいの程度、また家族のこともご存知だという中で支援していく仕組みを作っていこうということですよ。

高田委員：それは消防団ですよ。芦屋市の消防団はそういったことはしないのですか。消防団は地域にいて、どこで誰がいてるか、また要援護者がどこにいてるのかということを含めた、消防団として、地域にいるから消防団なのではないのですか。その人たちに行く前に、地域の人たちのことを考えるのが本当に芦屋市の市民にとっていいのかと言われると、要援護者がどこにいてるのかということは、その方がその地域の会に入っていないとわからないのではないですよ。仕組みを作っている今の段階ではいらぬのかもしれませんが、仕組みが出来上がった29年度までの目標なので必要なのではないのですかという話ですよ。

事務局/岡田：芦屋の消防団は、今私たちが説明しているような活動の仕方ではなくて、もっと全体的な取組の中で行っています。

高田委員：おそらく女性消防団が入っているのは、そういった部分が必要になってきているからだと思います。単なる力仕事だけではなくて、地域にいる人たちのことや、また地域の人たちの防災啓発を含めているので、女性消防団というのが重要ですよという話にはなっていないのですか。

事務局/岡田：地域の中でそれだけたくさんの消防団の方々が実際にいらっしゃらないというのが前提であるのです。

高田委員：何人いらっしゃるのですか。

事務局／北川：数は少ないと思います。

高田委員：少ない人数の中で頑張っているのではないのですか。

事務局／岡田：絶対的な人数が少ないので、そういう意味では消防団のかたはこの部分で活動していただくという人数にそもそもなっていないです。

中山委員：決められていることですがけれども、災害時といたら水害なども全部入っていいますよね。水が浸かったら消防車が走れないので協力しますよね。そう考えると、消防団は数が少ないから当てにならないということではなくて、ひっくるめてお互い足りないところは補いあって地域の中でやっていきましょうということも大事なことですけれども、その辺りは総合的に情報交換しながら行なっていく方向性があった方がいいのではないかなと思います。

事務局／北川：消防団のかたの役割の中にこの要支援の方に対する具体的なサポートを役割として担っていただくかどうかというのは、大きな問題があると思います。

中山委員：それは今高田委員もおっしゃったように29年度までの目標の中に、役割で足りないところは足して、始めからそういった方をサポートするのにどう分担するのか等含め、大事だと思います。

事務局／岡田：身近にたまたま消防団の方がいらっしゃる町もあるのですが、全くいらっしゃらない町もある中で、仕組みとして作っていくときには自治会組織であったり、どこの町にもある中で仕組みを考えていかないと、現実的に動ける可能性のある仕組みにはなっていないです。

事務局／北川：消防団のかたは火事があれば当然火を消します。火がなくても当然家屋の下敷きになっているかたの救出をします。そこまでの役割としたときに、その方を避難所にどう連れていくのか、例えば今まさに津波がくるというときに、間近の方が手を引いて避難所や、2階3階のビルに連れていくのかと言った時に、消防団がその役割を担うのかというと基本的に消防の方は火を消すなど別の役割が本来あるはずだと思うのです。だから、ここの仕組みには入っていないということで私は理解をしています。

柳屋会長：これまでの目標ですと、実施計画書にはかなり細かく書いてありますが、名簿作りと書いてありますね。ですから、来年度の計画の中にはこの名簿をさらに充実させるということですか。

事務局／岡田：名簿は実際に活用していくというのが、地域福祉計画を策定している段階では中々超えられなかったところです。具体でいうと、例えば障がいのあるかたの名簿は個人情報の塊です。障がいの程度や種別など、そういうものを今名簿作って登録をしているのですが、登録する側は行政に対してだから、安心して障がいについても登録をしたいんだ、ということで名簿の整理というのは一定進んできてはいるのですが、これを実際に活用しようとしたら、地域でその情報を持っていただかないと実際には活用にはならないというところが、非常に難しいところです。では地域で誰に持っていただくのかということなど、そういったことをいろいろあるのですが、1つ1つ乗り越えていかないと現実せつかく作った名簿が役に立たないというところで、今乗り越えようとしているところです。

柳屋会長：今、実際災害が起こったときに、名簿が上手く利用できないという状況があるということですね。

事務局/岡田：地域のかたに持っていただくということにはなっていないです。

柳屋会長：名簿は役所でもっているけれども、災害が起こったときにはその名簿は役に立つのですか。

事務局/北川：今すぐには役に立たないです。今やっと個人情報審査会の中でこの個人情報の取扱はとりあえず了承を得た状況です。ただ、民生委員や個人情報をお仕事にされる方以外の自治会の方にも名簿を持ってもらうという形になりますので、じゃあその方々が具体的にこの個人情報をどう管理するのかということの研修会とかそういったこともやっていかないといけないという、手順がまだまだかかる話になっています。これは個人情報保護の観点からのお話ですけれども。

中山委員：民生委員の所轄はどこなのですか。

事務局/北川：地域福祉課です。

柳屋会長：高田委員のご指摘でもありました「充実」というのは、その名簿を活用するのかということですね。

事務局/岡田：そうです。

高田委員：それが29年度目標ということですか。

事務局/北川：この取組自体は29年度までではないと思います。名簿を作って支援をしていくという具体的な取組というのはここ1年ほどの間で、動かせるような形を作らないといけないと思います。

柳屋会長：24年度までで登録者数をかなり確保されてきていますよね。

事務局/岡田：障がいのあるかたについては、登録者が今より急に増えるということはないのですが、高齢者はどんどん増えていくので、名簿のメンテナンスも必要です。その中でどうやって地域の中で実用できる状態にしていくのかということです。

柳屋会長：災害において迅速な避難支援のために名簿を利用する、そしてこれが実質的には実現されていないということですね。それはこの「充実」という意味では利用価値のあるものですね。

高田委員：もう1ついいですか。要介護者の定義は災害時で法律では出されていますよね。その中に子どもだったりとか、妊婦が入っているとは思いますが、所轄というところをどうお考えになられるかによろしいと思いますが、例えばシングルマザーの子どもというのは夕方1人でいるということがあったりしますよね。そういったこともこの中には29年度までには考えられているのですか。

事務局/岡田：ここに挙げているのはあくまでも障がいのある方と要介護状態にある高齢者です。子どもや妊婦については議論の中でそもそも名簿に入れるのかどうかというのはあったのですが、今現在考えておりますのは、妊婦というのは10か月間のことなので、どんどん人が変わっていきます。名簿を作ってもメンテナンスしていく必要があります。

高田委員：健康課が名簿をもっていますよね。

事務局/岡田：持っていますがこの中には含めないということです。

高田委員：今議論していることは災害計画で挙げていることではなく男女共同参画の視点となると、災害弱者と言われる女性をどうするのか、シングルマザーなどで家を空けている子どもたちをどうするのかというような、そういった視点の議論が必要なのではないかと思います。男女共同参画の行動計画ですので、どうもその話が出ない気がします。

事務局／岡田：必要ないということではないのですが、現実的にできないということです。

高田委員：できないということで、できてなかったことが東日本大震災のときに大変なことになりました。子どもや妊婦がどこに行ったかわからなくなりました。どこでお産するかもわかりませんという状況がいっぱいあったので、要援護者の中に子どもや妊婦をいれないといけませんよね、という男女共同参画に関する言われていることを議論をする必要があるのではないかなと思います。

事務局／岡田：要援護者の中には確かにそういった方が入るのではないかと思います。他にも内部障がいのある方なども要援護者の中には入ってくると思います。ただ、ここで取り上げている取組というのは、やっと名簿を整理してそれを地域の中でどう活かしていくのかということにきている状態ですので、避難所の中で安否確認をどのようにしていくのか、避難所の中でより配慮される方がおられるというのと少し違う議論なんです。むしろ、避難所の中でももちろん妊婦さんもそうですし、小さな子どもがいるところもそうですが、そういう部分では確かに要援護者であるとは思いますが。その部分での配慮は当然必要だと私たちも思っています。先生がおっしゃっている意味はよくわかっているのですが、やっとここまで名簿を整理してきて、それを実際に活用するに当たってまだまだ乗り越えなくてはいけないいろんな問題があるということには、妊婦や子どもを入れた取組としては、市としては考えていないということです。

柳屋会長：しかし、高田委員のおっしゃることもよくわかるので、将来的には要援護者の中に入る時期が来るのでしょうか。健康課でも名簿はそろっているということですね。

事務局／北川：要はその地域の方が個人情報を持って、災害時等に動いていただくという仕組みになっておりますので、先ほど言いました名簿の管理とか災害時の対処など流動的な部分を地域に下ろすというのは非常に難しいという関所があり、今こういった対象者になっているということです。

柳屋会長：今ある妊婦の名簿は実際に災害の際に支援のために使うという同意は得ていないでしょうからね。改めて同意を得るという手立てをとりながら、名簿を作るということになりますね。

事務局／岡田：そこまで必要かどうか、できるかどうかという話になってきますので、例えば母子家庭の子どもの名簿が地域に出るというのは、別の意味で危険であるということがあります。はっきりと地域の中でわかるわけですから。見守りの点では非常にいいのですが、見守ってくれる人ばかりの地域ではないという危険性も考えておかないといけなないので。

柳屋会長：大きな検討課題であるということに変わりはないということですね。

事務局／岡田：そうですね、課題であることはわかるのですが、現実のものとして地域社会に下ろすのは難しいと思います。

柳屋会長：災害の時にはそんなことも言ってもらえないということもありますしね。

事務局/岡田：災害になってしまえば、自分の命が助かれれば、そういった方を助けられます。

仕組みとして考えるときには精一杯取り組んでいるということです。

柳屋会長：ですから妊婦等の災害時の支援の取組というのは重要な要素になってくると思いますので、検討材料としては是非お願いします。

事務局/北川：そうですね。今はまだステップの段階で、基礎固めの時期として次の段階というのはあるので、検討はしていかないといけないとは思いますが。

中山委員：希望として確認したいのは、災害時における項目と、その下の「男女共同参画の視点に基づく・・・」とありますが、これが「継続」で上が「充実」ですね。この2つが1つのものになるというのが来年か再来年にという目標にされたら、いいかなと思います。要援護者は要援護者で、妊婦さんと子どもという区別を取るのが、2年か3年先に総合的にやっていく必要があると思います。

柳屋会長：子どもに関しての支援の取組、障がいのある方との扱いの違いというのはどういったものがあるのか検討しないとイケませんね。その他いかがでしょうか。

高田委員：「兵庫県母と子の防災・減災ハンドブックの活用」ということが入ったのが非常に良かったと思います。これを活用して、色々なところへセミナーをやったりとか、実際にシミュレーションしたりなど他の市ではなされています。そういったことを考えると29年度目標は継続ではなくて、それぞれ何をもって「充実」というところなのですが、こういった母と子がいいのかというのは他の市でも議論のあるところですが、自分たちで自分たちの身を守ろうという意味でいくと、ここは「継続」ではなくて「充実」にした方がいいのではないかと思います。この場合なら拡大となるのでしょうか。

事務局/岡田：ハンドブックは私も見ましたが、これはいいと思いました。いろんな防災分野のところで活用できればと思っています。元々の冊数が少なく、県にもう少しだけないかお願いはしています。男女共同参画センターであれば、親子で参加される方もいますので、その場で配布して、啓発に利用することも可能かなと思っています。

高田委員：阪神淡路大震災で被災した市とは考えられない。もうちょっと私は危機感があるとは思いますがけれども、実際にハンドブックを加えるだけではなくて、シミュレーションと一緒にやってみるとか、研修を1日使ってするとか、ハンドブックがあればできると思います。

吉川委員：ハンドブックは被災した私たちの中から声を集めて作ったものなんです。ですから、シミュレーションだけではなくて、実際に自分が経験したことから、次はこうして欲しいという意見がたくさんあるので、とても大事なハンドブックだと思いますので、眠らせておくのはもったいないです。皆さんに持っていただけるなら持っていたきたいものです。それを活用して講座を開いたり、シミュレーションを行ったりして、是非活用していただきたいと思います。

村上委員：民間企業ではそういった講座のようなシミュレーションを行なって、1泊どこかで泊まって親子で体験できるようなものを、民間の企業での企画は聞いたことがあります。

ます。行政で1泊となると難しいと思いますが、講座を開いたりとか、もう少し啓発をされて有効に使われたらいいのではないかと思います。

吉川委員：さきほどおっしゃっていたように、そういうような多世代で参加できる講座を企画すると、参加希望は多いと思います。

柳屋会長：このハンドブックは内容が更新されて新しい情報のものなのですか。

事務局/岡田：そういう意味のものではないですね。普段から注意しておかないといけないとか普段から心がけたらいいという知恵が詰まった、それこそ経験から出しているだけで詰まっているようなものです。地域版というようなものがありまして、今実際に見ていただけたらと思います。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

村上委員：さきほども質問したのですが、33ページの新たに加わったNo.7の「子どもの自己形成促進のための両親への啓発の実施」ですが、リーフレットの作成・配布とありますが、先ほど母子手帳の配布のときにとおっしゃっていましたが。

事務局/岡田：母子手帳の交付のときがタイミングとしてはいいのかなということもあったのですが、母子手帳の交付をします保健センターと話の調整がついていないです。

村上委員：母子手帳を配布するときに一緒に渡すということですね。

事務局/岡田：一緒に配布できればいいかなということです。

村上委員：ただ、その母子手帳を渡されるときは出産のことで頭がいっぱいで、生まれたら育児のことで頭がいっぱいで、周りの家族も頭がいっぱいだと思うんです。そのときに男女共同参画のリーフレットをもらってもおそらく熟読されない気がするので、学校に子どもが通っているときの親というのが1番有効なのではないでしょうか。リーフレットを作って母子手帳のときに1回渡してそれで新規にやっていますということではなく、継続的に小学校から渡す、配布するなど、継続して啓発した方がいいと思います。母子手帳の時だと、おそらくうやむやになってしまってせっかく作成・配布しても活用されない気がするので、その時々で渡して啓発を継続的にする方が有効ではないでしょうか。それも検討していただきたいと思います。

事務局/岡田：まだ具体的にどんなものかところまでいっていません。

村上委員：それで終わってしまったらもったいないと思いますので、お願いしたいと思いました。

柳屋会長：リーフレットはすでにあるものを活用するのですか。新たなものを活用するということですか。

事務局/岡田：今から作っていかないといけません。今おっしゃっていただいたようにこのタイミングで配るならこういう内容、ということがきっとありますので。

高田委員：今、母子健康手帳の中にこういう男女共同参画で、子どもたちを形成するためにというような、リーフレットにしなくても母子健康手帳は6歳7歳までありますので、芦屋市で作っている母子健康手帳と一緒に配っている冊子があるはずで、健康課が作っていると思うのですが。その中に何かそういった内容を印刷して入れてもらうのも、可能性としてはあると思います。そうするとお金も要りませんし、継続して見てもらえますし。

吉川委員：男の子だからこう育てようとか女の子だからこう育てようとかではなくて、男女共同参画の考えをもって育てて欲しいと思います。なので、母子手帳などをお渡しするときに啓発ができたらいいなと思います。

柳屋会長：実施する際に実施計画書の中で具体化する前にご意見をいただけたらと思います。

宮地委員：前回欠席していたのでわからないのですが、46ページの55「権利擁護支援システムの充実」のところがあって、これが実施から「充実」に変わっているのですが、これは具体的にどういうことをされているのですか。

事務局/岡田：権利擁護支援センターは、高齢によって判断能力が低下した、あるいは障がいによって判断能力が低下している方について、虐待の防止であったり成年後見の利用支援などを目的に新たに設置しました。設置したばかりですので、中の機能を充実していかないといけないというところで、「充実」にしているということです。10月に障害者虐待防止法も施行されましたので、虐待ホットラインであったりとか、そういったもの充実していかないといけないということです。

宮地委員：この点というのは、まだできて間もないということですね。

事務局/岡田：そうですね、まだできたばかりです。

柳屋会長：追加で注釈がいらいますか。

事務局/岡田：権利擁護支援センターの注釈をいれます。

中山委員：大体このような内容でいいと思います。ただ今後の問題の中で、38ページの14の「関係機関との連携による就労相談の実施」というところで、「女性のための就労相談」とあります。これについては経済課がやっていますから、商工会がつながっていると思います。具体的な情報は何かありますか。もしないようでしたら、今会員が減っていますけれども女性の起業者は比較的年代の若い人がなられていて、活躍しておりますので、よろしかったらコンタクトさしあげて、何をするかは、ヒアリングなど1度されてみてはいかがでしょうか。

事務局/岡田：いろんな形のものを考えていかないといけないということで、重点課題にあげたところなのですが、経済課も今までも年金相談などはしているのですが、そうではなくてもうちょっと就労につながるようなものを作りたいなというところで、いろいろ知恵を搾ってやっていこうと言っているところです。その中で、ご意見もいただきたいと思います。

中山委員：もう1つ、目次のページに戻りますけれども、(重点)が3つありますが、これは第3次計画の中でも特に重点的にやろうというようなところですね。

事務局/岡田：はい。重点課題として実施したいというところです。

中山委員：では、29年度の「充実」というところに挙がっているのと連動していますが、それで理解すればいいですね。

事務局/岡田：はい。

高田委員：先ほども言いましたが、説明を受けたらわかるのですが、せめて重点課題の「充実」のところだけでも、何をもち「充実」とするのかと。例えばDVの相談だと回数を増やすとかですね、相談なら相談の回数を増やすや時間を延ばすというのが「充実」と言うでしょうし、会議の開催においても回数を増やすとか様々な人をいれら

か、いろいろあると思いますので、それを見える形に是非重点課題だけでもしていただきたいと思います。

柳屋会長：事務局も、何が足りないかというのがわかっていて、それを「充実」として、実施計画書に基本的に出てくるということになるのでしょうか。

事務局/岡田：そこまで明記できるかはわかりません。

高田委員：それでいいです、というのは「充実」が何かわからないので、大体いいですとは私は言えません。

事務局/岡田：難しいですね。

中山委員：もう1ついいですか。11ページのサンプリングの問題ですが、家庭における夫婦の役割分担で、上段は今回の調査ですね。下段は前回の調査ですね。サンプル対象は違いますね。こういうときに例えば前回調査の下段の子育ての現実のところ、ここに11.3%主に夫がやります、とあります。それが今回の調査ではほぼ数字がないくらい少ないです。これはサンプルが違うからだと思います。前回の対象者にこういうかたがおられたと。今回はひょっとしたらいないのかもしれない。これはちょっと読みにくいものがありますので。例えば費用もかかりますし無駄と思われるかもしれませんが、こういった調査をしたいというときは、継続的に推移をみていく、大雑把に網をかけて対象者を選ぶのではなくて、同じサンプル者で変化を見ていく、こういったことができるのであれば、また違った数字も出てくるのかなと思います。今みたいな極端な例がありましたので。

事務局/岡田：サンプルの違いもあるかもしれませんが、調査項目がまったく一緒ではなかった、質問の仕方も全く一緒ではなかったのも理由なのかなと思います。

中山委員：あまり細かいことは言えないかもしれませんが、例えばサンプル数を増やすとか、そのあたりが気になったところです。

柳屋会長：統計学上それがどうやって評価されるのかは専門家を交えて聞いていただければいいかと思います。

中山委員：そうですね、1回聞いてもらった方が。

事務局/岡田：はい。

吉川委員：44ページ35ですが、児童虐待の防止という言葉が入っていますね。ここでDVの家庭の子どもは、そういう環境にいるということも子どもに対して虐待も起きます、ということは、DVと児童虐待はつながっている、DVの家庭の子どもをDVの相談に来られたときに、同時にその家庭の子どもの虐待を防止することにつながるのではないかと思いますので、そのつながりがあるので、男女共同参画推進担当とこども課が書いてあるのでしょうか。そういう連携があるのであれば、DVを見ている子どもが大変で、常にその連携を見守っていかなければいけないのだろうなと思います。そこを行政もわかっていて、そのケアができればいいのではないのかなと思います。両親のDVを見ている家庭環境にいるということ自体が、児童虐待に含まれていることで連携をとっていると思いますけれども、明言化していただけたらと思います。

事務局/岡田：まさにおっしゃられるとおりで、連携しています。というか、児童虐待防止

法の中に配偶者間の暴力を子どもに見せること自体が児童虐待であると定義づけられているものなので、行政としては当然のこととして、子どもがいる家庭での配偶者間の暴力があれば、児童虐待を疑うのは当然のことです。それは相談にあたる時の大前提になっています。

柳屋会長：その他素案に関しては何かご意見おありですか。

ではないようなので数値目標に移ります。前回までの第2次行動計画ではかなりの数の数値目標がありました。目標を達成したものがかなりあるということで、そういうものは除いていただきまして、1つにまとめられるものはまとめた結果、このような数値目標になっているということですね。何かご意見はございますか。

中山委員：新しくいただいた数値目標の中に市の職員の女性の割合が書いてあるところがあります。芦屋市の場合これは正規職員の人数ですか。

事務局/岡田：違います。これは職種というか、現業職とかいろんな職員がいますので、いわゆる一般事務職、一般技術職のことです。

中山委員：その中でこれは非正規が入っていないのですね。

事務局/岡田：入っていないです。

中山委員：今どのくらいの割合でおられるのですか。

事務局/岡田：わかりません。非正規というのは元々臨時的な業務にあたる方などが入っております。あくまで臨時的なので何年の何月時点での人数と、翌月の人数とでも違うのです。

中山委員：大雑把には3割くらいですか。

事務局/北川：そこまではわかりませんが。

中山委員：多いところは多いですね。

事務局/北川：そうですね、部署によっては多いです。

中山委員：研修では対象者には入らないのですか。

事務局/岡田：研修は入ります。内容によって嘱託職員、臨時職員のかたは対象になります。

中山委員：実務上の研修ですね。男女共同参画の啓蒙的な研修はありますか。

事務局/岡田：全職員に対する内容でしたらどうぞ入ってくださいます。例えば新任職員の研修なら新任職員だけです。男女共同参画の研修をする中で、新任職員に対する研修をするときは、新任職員のみになります。全職員対象とした男女共同参画の研修でしたら、臨時職員も嘱託職員も対象となります。

中山委員：義務として出されてますか。それとも自由ですか。

事務局/岡田：研修はどの研修も基本的に自由です。義務はほとんどないです。職務に影響しない範囲でしか研修というのは元々参加できないので。一般の職員もそうです。義務で課せられるというのは少ないですね。義務で課そうと思ったら、各課の職務調整をしてからでないと、義務として課せられないので。現実的には難しくなります。

柳屋会長：民間企業の場合ですと、パートタイムの人は正社員と同じように教育面など充実するよう努力しなさいとなっておりますので、市も臨時職員にはそういった扱いが必要ですね。

事務局/岡田：そういった視点では大丈夫です。要は職務免除してまで研修参加することの

難しさです。

中山委員：研修自体が職務だと思いがね。

柳屋会長：その他ありますか。

吉川委員：最後の 66 の図書の貸出冊数ですが、私はここでDVDを借りたことがあるのですが、そういったものは本1冊と別の計算なのですか。

事務局/岡田：ここには入っていないです。

吉川委員：こういうものも含めて、カウントの仕方は違うのですか。

事務局/岡田：別に集計はとっています。

村上委員：本の貸出数が69冊となっていますが、年間ですか。

事務局/岡田：年間です。

柳屋会長：前回の数値目標 139で蔵書数の目標が挙がっていますよね。実質確保するという点では評価できますけれども。

事務局/岡田：宝の持ち腐れにならないようにしないといけません。

高田委員：貸出冊数ですが、前回、新しくセンターを変わられるにあたって今回のように一般のかたが見に来て、本を借りるといことはできませんとお聞きしましたが。

事務局/岡田：座る場所がないので、貸出はできるのですが、図書館のように本をじっくり読みながら選んでいただくというスペースはないです。

高田委員：それで100冊とするのは、例えば芦屋の図書館とリンクさせてこの本も借りてもらえるようにすればいいと思います。足を運んでもらうことが大切なので、今回新しくされるところは一般の方がお話をしながら本を選んで、というスペースが全く作れないと考えたときに、その冊数をあげることが推進の意味になるのだろうかと思えます。違う形の取組をするかどうかというのも関連するのではないかと思うのですが、それについてはどうお考えで100冊になったのでしょうか。また、PDCAのチェックをどのように入れた値で、アクションを起こすのかご説明いただきたいと思えます。

事務局/岡田：今の図書なのですが、これは私たちの手が回っていないです。もう少し整理をして、例えば新刊を前に出したり、見せ方や、手に取りやすさであったり、そういうところを新しいセンターでできればいいと思います。来年度新しいセンターに移転するのですが、業務としては今年このような行動計画を策定していたり、条例を制定していったりといった業務が一旦終了しますので、少し余裕が出てきて本の整理ができればもう少し貸出件数も増えていくのではないかと思います。では、100冊がなぜ100冊なのかといいますが、整理をすれば100冊にいくという数字ではないのですが、少なくとも来年度以降はもう少し整理をした形で、来年度すぐにはできるかわからないですけれども、本の整理をしていきたいです。図書館は司書がいてメンテナンス整理をしていけるのですが、私どものそういう施設ではないので職員がせざるを得ないというところがある中でしていくしかありませんので。

高田委員：多分この数値だと、市の税金を使ってこの数値か、という話になるんだろうなと思います。そういった視点からも図書館とどうリンクさせるか、また新しいセンターで登録団体のスペースしかなかったとして、今の本を見ると壁にくっついているだけ

という感じでしたから、そのあたりどう考えるのかなと思います。あえてこの貸出というところをする必要があるのかどうか。ちょっと違和感があります。今後のハード面とソフト面と考えたときにどうもマッチしないと思います。

村上委員：それに関していいですか。前回の審議会でも言ったのですが、これだけ専門的な蔵書があるのに、必要としている人に情報が行き渡ってないと思います。すごく極端な話でできるかどうかかわからないですが、センターを移転する機会に、今図書館では市内にある本はデータがありますので、パソコンで検索をしたらどの本がどこにあるのか出てくる状態です。なので、ここの本をデータと一緒に登録するような形にして、芦屋市の図書館のホームページを検索すると男女共同参画センターに本がありますというデータがひっかかるようにすれば、本を探している人にここにあるという情報が行き渡りやすいと思いますし、例えば本館の他に分室があるのですが、上宮川文化センターも絵本をヒットするようになっていて、その本はまた別枠というか上宮川文化センターはそこで管理をしていて、図書館はどここの館で借りてどこの館で返してもよくて、そこに置いておくようになっているんですけど、上宮川文化センターと公民館は別枠で公民館の本は公民館に返ってくるとか、上宮川文化センターの本は上宮川文化センターに最終的には戻ってくるシステムになっているので、男女共同参画センターの図書もそういう形にして、どこで返してもいいけれども、最終的に男女共同参画センターに戻ってくるようにして、データをヒットするように、入力などいろいろな問題があるとは思いますが、そのようにすれば貸出冊数ももう少し増えると思います。業務の忙しいセンターの職員が合間に図書の整理をしても追いつかない部分はあると思いますので、打出分室はボランティア団体が運営しているので、ボランティアが来て整理をするなどそういう役割を市民に担ってもらうか、別の方法でもっと借りてもらえるようなアクションをすれば、それでなくても新しいところは椅子がないのでゆっくり選べないです。そもそも男女共同参画センターに本があるという情報が全く行き渡らないというのが、問題だと思うので、データを共有するというのは極端な話かもしれませんが、何かそれに向かってアクションしていただいて、そのようなことができるようになれば、いいのかなと思います。数値目標だけが目的ではなくてその資料をより多くの市民の方に見てもらおうというのが最終的な目標なのですが、そういうことができるとは思えないかなと思います。

吉川委員：私も村上委員の意見に賛成です。データさえあれば夜中にでも探せますし、予約もできますので、もっとこの本が読めると思います。ですので、データ打ち込みのボランティアをされる方もいると思うので、1,500冊をデータベースに打ち込むだけならできないのではないのかなと、思うのですが、どうでしょうか。

事務局/岡田：今すぐできるかどうかというのはわかりません。

吉川委員：1,500冊もあるので、もっとこの本を活かして欲しいなと思います。

柳屋会長：実施計画書の中に織り込んでいただいておりますしね。

事務局/岡田：工夫しながらやっていかないといけないとは思いますが。

柳屋会長：そのまま眠ったままではもったいない気がしますしね。年が経つにつれて情報も古くなりますからね。

村上委員：予約をすればどこの館でも受け取りができますので、センターにも足を運んでいただくのは重要ですが、その本を予約して他の館で借りてもらって、より多くの人に図書を見てもらうというのはできると思います。

柳屋会長：もう少し時間がありますが、他のご意見はありますか。

中山委員： 22の「保育所入所定員」ですが、23年度は846人で29年度は936人ということで、90人増員とのことですが、846人は定員ですか。

事務局/岡田：定員です。

中山委員：待機児童はありますか。

事務局/岡田：増えたり減ったりはしますが、待機児童はかなりおります。

中山委員：936人というのは5年先の目標ですが、定員が936人になれば、保育希望者はまかなえるのですか。

事務局/岡田：計算上はまかなえるということで次世代の計画でこの数字をのせています。その時点ではそういう計算をしながら挙げていることですので、整合性を図るためにこの数字を出しています。

中山委員：今現在不足しているのですね。

事務局/岡田：待機児童というのはどんどん増えますので、そのときに計算したものが今現在も有効かといったらそうとも限らないです。

中山委員：保育所の物理的な問題で、936人全員は入らないけれども今よりは改善するということはあるのですか。

事務局/岡田：改善されると思います。現実には936人はこども課との整合性をとりながらこの数字が出ているのですが、平成22年から今現在24年まで来ているわけですから、施策推移の中でもっと増やしたいということで、取組はしています。

中山委員：もう1ついいですか。12の「チャレンジ相談の実施」は23年度にテストケースで行なったということですね。29年度に向けては年1回以上、これは常設ではないのですか。日を決めて来ていただくのですか。

事務局/岡田：そうです。

中山委員：常設にしないのですか。必要性があれば日を決めた方がいいと思いますが、こういうのは日を決めるのではなくて日々ニーズがあつたら、いつでも受けますよというようなものではないのですか。

事務局/岡田：おっしゃっているようにそれができたらいいのですが、相談員をそのためにずっと配置するのが難しいと思います。

中山委員：専門でなくても人が変わってはいってはどうですか。

事務局/岡田：この種の相談はそういう訳にはいかないと思います。例えば、私が今、手が空いてるから相談を受けましょう、という内容の相談ではないと思います。

中山委員：年1回だったら、相談したいときでもすぐに来られないですし、せっかく男女共同参画センターが新しくできますし、もっとすすめようとしたら常態化するのも考えなくてはいけないのではないですか。

事務局/岡田：例えば月1回第何曜日には空いていますとか、そういう形で進めていくことはやっていけるのかと思います。

中山委員：年1回以上と挙げるのはちょっとどうなのかなと思いました。

柳屋会長：年1回以上となると大雑把な感じがしますね。

中山委員：なので、ニーズにあわせてやっていくべきだと思います。

事務局/岡田：ただ、ニーズ自体は試行で行なったときのニーズなので、常態化してる訳ではないので確かにそうです。だから、試行で行なっています。そこまでのニーズがあるのかというの考えないといけませんし。

柳屋会長：情報提供のやり方を工夫していかないといけないでしょうね。その他ありますでしょうか。

高田委員：先ほど申し上げたように、重点のところの目標値はすごく大事ななと思っていますが、ここに女性相談の実施とか配偶者暴力相談支援センター機能の充実ということで、相談室があるのですが、この充実というのは、相談回数や相談の幅の広がりというのはよく出てくるのですが、そういうような目標にはないのですか。電話相談はなかったですか。

事務局/岡田：電話相談はDV相談室というところで電話相談はしています。男女共同参画センターの女性相談は相談日の回数を増やしました。元々増やしたときには相談の予約枠がいっぱいになって、先まで埋まってしまうというような状況があったので、一旦増やしたのですが、一方でDV対策基本計画を策定してDV相談室というものを設置する中で、今度は女性相談の予約の枠が空いてきている状況が出てきています。その中で現在の状況を見ましたら、回数を増やすという方向に行く必要はないのかなと思っています。ここで「充実」としてはいますが、相談内容によって法律相談のようなものを今現在はやっていないのですが、入れていく必要があるのかなと思っています。ただ、相談というのは相談の現状というものをしながらニーズを考えなくてはいけません。例えば、今は回数が減ってきていますが、また増えるかもしれないということがありますので、常にそれは現状というものをしながら相談の中身と回数というのはやっていかないといけないものかなということなので、数値目標として設定するのはなじまないと思うので、数値目標には入れていません。現状に対応するというところを見ていくというのが、大事なかなと思っています。

高田委員：他の市町から見ると、相談件数はうなぎ上りなのですが、どうして芦屋市は相談件数が減るのでしょうか。

事務局/岡田：DV相談室などができたことによって、そっちに移行していることが1つあると思います。

高田委員：それだけではなくて、DV相談室もうなぎ上りで、配暴センターができたところは手いっぱい状況ですね。女性相談は暴力だとわかっていなくてもいろんな相談を受け、間口を広げておくことによって、自分では気づいていない人たちがそこで話が入っていくというのはよくある話です。だから、どちらもすごく大事で、どちらも上がっていますが、それが下がっているというように考えると、それは順番が違うような気がします。間口を広げて、できますよと広報するからこそ、いろんな人が来られるのであって、言ってくる方が少ないからといって減らすというのではないので、他の市では増えているのに、芦屋市が減っていることに対し、どのように分析をされて

今のようにしているのか。なおかつ本来なら配暴センターもできてもう少し時間的なこととかも増やしたり、日を増やすなどなっていくはずだろうと期待するのですが、なぜなのでしょう。

事務局/岡田：女性相談は面接日を広報してきて、その中であふれてきたときに枠を増やしています。同じようにPRの数を減らしたとか、PRのやり方を縮小したとかそういうことではなくて、相談枠が埋まらない状況が出てきているという状況は、DV相談室やその他の相談窓口ができてそちらの方に相談をしているのかなと推測しています。

高田委員：広報は今までよりも広げていないのですね。

事務局/岡田：広げていないというか、めいっぱい広げています。

高田委員：実は私帰りに、大丸に寄ったりいろいろして、男女共同参画センターがどれくらい広報しているのかうろろろ見ているのですが、ないです。カードも何も置いていなければ、どこにもポスターを貼っていない。1番メインになる場所にはどこにも置いていないし、どこにも貼っていないというのは広報としていかなものかと思っています。どこに広報されていて、めいっぱいと言っているのか。それを置いても、相談回数は間口を広げておく必要があるのではないかと思います。減らすのはどうかと思います。

事務局/岡田：減らすというのは違います。回数を減らしているのではなくて、現実にあけているのですが、枠が埋まってきていないということです。

高田委員：だから、相談に来るかたが少なくなっているということですね。それは広報の問題というのがあるのではないのでしょうか。

事務局/岡田：市全体で受ける相談自体はずっと増えてきています。ところが、市の中にあるような相談窓口がどんどん充実してきているので、ある意味分散してきているというのは間違いなくあると思っています。

高田委員：それはそのように分析されたのですか。

事務局/岡田：統計をどこまでどうとるのかということはあるのですが。

高田委員：女性のための法律相談をプラスすることには私はいいと思いますが、数値目標としては、普通は相談回数というのを増やしていきましょうというのが、重点的にやるがゆえに、数値目標が出てきてもいいのではないかと思います。広報の問題についても今私が申し上げたように商業施設とどれだけリンクしながらやるのか気になります。

柳屋会長：おそらく高田委員がおっしゃっているのは、潜在的な問題をかかえている方が必ずいると、そういった方をどれだけすくいあげられるのかという問題ではないかと、そういった問題解決をしていないのではないかとということですね。

事務局/岡田：それはないと思います。

吉川委員：もう1ついいですか。曜日や時間の問題なのですが、土日に面接相談は設定していないのですか。

事務局/岡田：土曜日は月1回しています。日曜日は設定していません。

吉川委員：一時保育付きの相談は可能でしょうか。

事務局/岡田：相談には0歳児からの一時保育があります。

吉川委員：ではそれをもっとアピールしなくてははいけないと思います。子どもがいるからい

けないとか、仕事があるからいけないということできっかけがつかめない方のためにも、もっとアピールが必要だと思います。

柳屋会長：具体的な実施計画に内容を盛り込んでいくようなご意見をいただいているような印象もありますので、実施計画をつくっていく段階で加えればいいのではないのでしょうか。高田委員がおっしゃるように「充実」の基準がわからないとのことですが、事務局の感覚として、これはそのまま続けるや、実施する余地があるかどうか見ていただけたらと思いますので、今後実施計画の作成段階でご意見があったところの修正などしていただけたらと思います。

高田委員：最後に1ついいですか。2の「男女共同参画に関する職員研修の実施」のところですが、現状が年2回で目標が2回以上ということでそれはそれでいいのですが、開催回数ではなくて、受講人数が何人かということが目標になるのではないかと思います。

柳屋会長：これは任意なのですか。

事務局/岡田：新任研修は新任職員全員が受けますが、全職員対象というのは先ほどから言っている職務免除の関係がありますので。

中山委員：ちなみに、全職員対象は自由でしたよね。

事務局/岡田：はい。

中山委員：では1回すれば何割くらい参加されるのですか。それは2回、3回としないのですね。それは考えないですか。物理的に来られないからという理由で行きたい人が行けないかもしれません。研修とはそういうことだと思います。必要なので、2回3回と分けて分担して行きましようとする、全員に共通の意識を持ってもらえるのではないのでしょうか。

柳屋会長：研修はビデオ録りをして、来られない人はビデオを見てくださいたとか。

高田委員：これは私の提案ですが、5年間の計画ですから例えば職員のかたが200人いたとするならば、5年間で200人全員に受けてもらいましょうという目標であれば毎年何人ずつというような動員をかけるなどしてでも、来てもらうような努力はできると思います。そういった意味で24年～29年の間に職員は必ず1回は受ける、というような目標にするなり、開催した回数ではなくてどれだけ浸透したかというそこを目標にするべきではないのでしょうか。

柳屋会長：ありがとうございました。それもまた実施計画の時に議論していただきましょう。

それでは、次の案件に移らせていただきます。もう1つの議事としましては、前回男女共同参画センター移転について説明をいただいたのですが、今回は条例案を中心に説明をお願いします。

事務局/岡田：前回は説明させていただいたので、基本的にはその路線で条例案を作っているということです。12月に議会に上程しますので、繰り返しになるのですが、もう1度図面を見ていただいきながら説明させていただきます。前回審議会で、8月に市議会の民生文教委員会に、いわゆる基本設計に基づく移転計画の概要をご報告申し上げて、進んできているということをご説明させていただきました。2階建ての建物で1階に男女共同参画センター、2階に市民活動センターが入ります。1階の男女共同

参画センターは市が直営で運営していきます。2階の市民活動センターは指定管理者による管理運営されていくということです。面積は少し小さくなって約235㎡ですが、市民の皆様にお使いいただける場所というのはそんなには小さくはないということです。セミナー室は男女共同参画センターの講座とか啓発事業とかをやっていく場所ということ、ただし、365日というわけではありません。当然空いている日と時間帯というのが出てきますので、セミナー室も空いている場合には市民の皆さん、特に団体の皆さんにお使いいただくということ。ただしその場合には有料でお使いいただくこととなります。そのセミナー室の隣にあります、団体交流スペースというのが主に市民の皆さんで、登録団体の皆さんの会議や打合せなどにお使いいただけるようになっていきます。お使いいただくにあたってここは部屋ではないので、上程予定の議案の中には使用料は規定しないで、無料の形でお使いいただくと思っています。無料で使っていただくにあたって、団体どうし時間が重ならないように、お互い譲り合いをしてもらいながら、今現在のようにお使いになられたらいいのかなと思っています。議会にもそのように説明をさせていただこうと思います。設置管理条例ですが、公光町に施設を設置すること、施設を利用するに当たって公序良俗に反しないような使い方をしないでくださいというような一般的な公共施設を使う際の規定がありますとか、管理上必要なことを規程します。そして先ほど言いました施設の使用料は必要であると規定させていただいております。オープンスペースは使用料をいただかないこと、また使用料は集会所と同じ程度の使用料を考えています。条例案を12月の議会にあげさせていただきたいなと思っています。条例案そのものは議会の提出前なので、ここで心配するということはできませんので、内容的にはそのようになっています。

柳屋会長：いかがでしょうか。来月早々に市議会がありますよね。

事務局/岡田：12月3日が本会議開催です。

中山委員：変更はきかないですよ。

事務局/岡田：どういった内容のものでしょうか。

中山委員：使い方がすごくもったいない使い方だと思います。というのは、男女共同参画のスペースが今のようにオープンではないので、基本的な発想を変えられたらと思いました。

事務局/岡田：設計図の方はもう決まっています。

中山委員：要するにもっとオープンにして、市民のかたが来やすい窓口の雰囲気を作ってくださいということで意見させていただいています。

柳屋会長：今から変更は難しいかもしれませんが、使い勝手がいいとか防犯であるとか。

事務局/岡田：使い勝手のところで工夫はできると思います。

柳屋会長：利用アンケートを参考にされるなどしていただけたらと思いますので、改善できるところは改善するなどしていただけたらと思います。

吉川委員：開館時間は何時ですか。

事務局/岡田：今と同じ9時から17時半までを予定しています。もう1つ、今は団体の皆さんに会議室をお使いいただいているのですが、午前と午後だけの枠を、午後は2つ

に分けるような形で考えています。13時から15時と、15時から17時の2時間です。それは使用料の発生するセミナー室ですけれども、団体交流スペースも使う時間を区切りながら使っていただこうかなと思っています。それは運用してからの話ですが。

柳屋会長：現在の使用状況をそのまま新しいセンターで使う場合は可能ですか。

事務局/岡田：お互い譲りながらですが、あふれずお使いいただけるのかなという状況です。人気の曜日などあるので、そこは団体どうして譲り合いしていただけたら、うまくいくと思います。

柳屋会長：利用者のかたから使い勝手が悪いや、希望しているのに使えないとなると少し勝手が悪いと思います。

事務局/岡田：そうですね。

村上委員：駐車場ですが、3台あってそのうち車いす使用者用の駐車スペースが1つありますが、例えば駅からちょっと離れた場所にありますし、2台しかとめられないので、足りないかなと思うのですが、市役所に止めた場合の連携は考えていないですか。

事務局/岡田：可能です。ここの駐車場は使用料は今回設定しない予定にしています。

村上委員：例えばセミナー室を使用するとき集会所と同等くらいの値段というのはどのくらいですか。

事務局/岡田：時間にもよりますが2時間で1000円から1200円くらいです。

村上委員：今のように予約制にする場合に、早めに予約をした団体は団体交流スペースになって、同じ日の同じ時間で使いたいとなれば、セミナー室にあとから申し込みをしたグループはお金を払って使う、ということですか。

事務局/岡田：もしくは市民活動センターが2階に入っていますので、市民活動センターで登録されている団体はそのまま市民活動センターで予約をされてもいいですし、今回男女共同参画センターが1階に入るので、男女共同参画の登録団体について少し減免の対象にしたらどうかなどそういったことを検討しています。

村上委員：市民活動センターの会議室も借りるにはお金がいるということですね。

事務局/岡田：そうです。基本はどこ施設を使っても有料です。その場合は減免も適用できるかなということです。

村上委員：値段は違うのですか。

事務局/岡田：それはないです。どちらかが安いとなれば、登録していないのに流れてしまうとなってしまいますので。

柳屋会長：登録団体になる要件はあるのですか。

事務局/岡田：もちろんあります。男女共同参画に関する活動をする団体というのが前提です。

柳屋会長：そんなに難しいものでもないのですか。

事務局/岡田：活動自体は男女共同参画の活動を目的にされているのですが、ここのセンターに登録していただくと、ここでのネットワークを作るというのを1つの活動目的にしていますので、登録団体同士で団体協議会をつくっていただいて、そこで月1回定例的に会議を開かれて、そこには市の職員も一緒に入らせていただいています。そう

いう団体同士のネットワークをつくっていただくというのを条件にしています。

柳屋会長：減免になるなら皆登録しようかという話になるのかなと思ひまして。

事務局／岡田：ただ、男女共同参画の活動団体が前提ですので、まずそこに使っていただくことが前提になります。市が使用する場合でも男女共同参画の目的の事業であったり、そういうもので使っていく前提です。

高田委員：保育室ですが、セミナーがないとなかなか使う機会もないのではないかと思います。

事務局／岡田：あとは相談のときです。

高田委員：この市民活動センターは上手に会議室と保育室となっていて、保育室にもなるけれども会議室にもなるというようになってきているということは、市民登録団体の方々が会議をするときに使えるのですね。

事務局／岡田：こちらも検討はしたのですが、どちらをとるかで迷った部分はあります。保育室兼会議室としようとしたら保育室に机を運んだり物を運んだりして会議をするので、せっかく保育用にクッション性のある床にするのに、やはり保育室として確保したいというのがあったので保育室専用にしました。その代わりとして、2階の市民活動センターの会議室が今度たくさんありますので、そこを登録団体の皆様が使っていただけるのであれば、そちらで代用していただけたらと思って、保育室としてそのまま確保しておきたい、ということになりました。

柳屋会長：ご意見おありでしょうけど、まずこれで出発していただくということで、改善できるところも皆さんの意見を聞きながら改善していただけたらと思います。

事務局／岡田：そうですね、なるべく今の形で上手く推移していけばいいと思っています。設置管理条例を定めて公共施設とするなら使用料の問題は発生してきますので。そこはご負担していただかないといけないことと、今の使い方とどうやって折衷していくかということです。

柳屋会長：それではセンターに関しては以上ということで。あとはこの素案の今後についてお話いただけますか。

事務局／岡田：今日ご意見いただきましたので、取り入れられるところはできるだけ取り入れ、来週ですが庁内の本部会議に諮ります。本部会議は市の決定機関ですので、決定しましたら、その後は議会へこういう素案で市民のご意見を聞きますとご報告したうえで、市民意見を募集したいと思っています。市民意見の募集は来月の半ばから1か月間の予定にしています。その市民意見を募集しましたら、いただいたご意見と議会でもご意見いただくとお思いますので、そのご意見をまたこの審議会にご報告させていただいて、最終の計画案とさせていただきます。

柳屋会長：それでは本日は以上です。ありがとうございました。

= 閉会 =